団体傷害保険

団体総合生活補償保険(MS&AD型)

加入をご希望の方は下記URLもしくは下の二次元コードよりお手続きください。 事前のご相談はお電話やメールにてお問合わせください。

団体割引

毎月 月末 手続き締切日

∖お手続きはコチラ!!∕



新規加入のみ(※1)

【アクセスコード】

JP2025

※初回ログイン時はログインID・パスワードは不要です。

お手続き当月中はお手続き内容の変更が可能です。 お手続き時に <ログインID> <パスワード> のメモを必 ずお控えください

https://dantai.ms-ins.com/index.php?ID=xrp37w

10月1日~10月31日までは手続きサイトが異なります。こちらからはお手続きできませんのでご留意ください

既にご加入されている方の【プラン変更】【脱退手続き】については毎年10月1日~10月31日までの1か月間のみ可能 となります。別途10月初旬に回覧を行いますのでご確認ください

保険期間

2025年1月1日午後4時~2026年1月1日午後4時まで(以降1年ごとの自動継続) 本募集は中途加入となるため、補償期間は

申込月3か月後の1日午前0時から

2026年1月1日午後4時までとなります

保険料の払込方法

補償開始月(申込日の3か月後)から毎月給与控除させていただきます。 月払保険料はインターネットお手続き画面にてご確認ください。

次ページ以降をご確認いただき、希望のプランをお選びください。あわせて「お手続きサイト」にて「重要事項説明」も必ずご 確認ください。お手続き画面に表示されるご年令は2025年1月1日時点のものとなります。

・部のご契約については書類でのお手続きが必要になる場合があります。お手続き画面で書面でのお手続きのご案内が出た場合には問合わせ先までご連絡ください。

|転車利用者向けプラン]

親の介護に備えたい方向け 【親介護プラン】



組み合わせ例

【基本補償】**K1**+【オプション3】 P3

保険料 (親年令が70才の場合) : 2,180円

(K1:990円 P3:1,190円) P4 (保険金額300万円) の場合は 4,560円 組み合わせ例

自転車に乗る方向け

680円~

【基本補償】**K1** + 【オプション1】**S1**

保険料: 1,140円

(K1:990円 S1:150円)

道具を持って出かける方向け 【アウトドア向けプラン】



組み合わせ例

690円~

【基本補償】**K1**+【オプション2】 **S2**

<u>保険料:1,150円</u>

(K1:990円 S2:160円)

【問合わせ先・代理店・扱者】

日本調剤株式会社 保険サービス事業部

TEL: 03-6810-0867 FAX: 03-3457-3140 メール: jphoken-sonpo@nicho.co.jp

〒108-0014 東京都港区芝5丁目33番11号 田町タワー9階

【引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 駿河台新館

TEL: 03-3259-6684

承認番号: A24-102180 承認年月:2025年2月

万が一のケガや賠償リスク等を補償する制度です

「基本補償(3プランから選択)」と「オプション補償」を組み合わせてご加入いただけます。

天災危険補償特約付

基本補償

日常生活におけるケガを補償します オプション補償メインでご加入される方向け 基本補償の保険料を抑えるプランを新設!









熱中症(※1)

自転車でのケガ

転倒でのケガ

スポーツ中のケガ

保険金の種類	保険金額	K セット (お手軽)	K1 セット (基本)	K2 セット (充実)
傷害死亡保険金	傷害死亡•後遺障害 保険金額	100万円	150万円	300万円
傷害後遺傷害保険金 (※2)				
傷害入院保険金	傷害入院保険金日額	2,000円	4,000円	8,000円
傷害手術保険金(※3)				
傷害通院保険金	傷害通院保険金日額	1,000円	2,000円	4,000円
保険料(月払)		530円	990円	1,990円

- ※1 熱中症危険補償特約がセットされているため、日射・熱射により被った身体障害についても、保険金をお支払いします。
- ※2 後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。
- 入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍をお支払いします。 **%3**
- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

オプション補償 ※「オプション補償」のみのご加入はできません

オプション 1 (S1セット)



ケガをさせてしまった・・・



壊してしまった・・・

保険金の種類

日常生活賠償保険金額

受託物賠償責任保険金額

(免責金額5,000円) 保険料(月払)



壊してしまった・・・

S1tyl

3億円

10万円

150円

日常生活における賠償責任と 他人からの借り物に関する賠償責任を補償します

●日常生活賠償特約※4

国内外補償。ただし電車等運行不能による賠償責任・、 示談交渉は日本国内のみ対象

- *賠償事故の示談交渉は引受保険会社がお引受けします。 (詳細は重要事項説明16ページをご覧ください)
 - ●受託物賠償責任補償特約※4 ※5

国内外補償。ただし日本国内での受託物のみ補償

※4 被保険者の範囲は、被保険者本人およびその家族です。補償の対象となる家族の範囲は「重要事項のご説明」20ページ「契約概要のご説明」の 「1. (1) 商品の仕組み」をご覧ください。

※5「受託物」とは被保険者が日本国内において、他人(レンタル業者を含みます)から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。 ただし、「重要事項のご説明」13ページの「補償対象外となる主な受託物」を除きます。

オプション 2 (S2セット)

盗難・破損・火災などの偶然な事故により携行品※6に損害が 発生した場合を実費で補償※7します

携行品損害補償特約

国内外補償。







ベビーカーが破損した・・・ キャンプ道具が破損した・・・

• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
保険金の種類	S2セット	
携行品損害保険金額 (免責金額 3,000円)	30万円	
保険料(月払)	160円	

- ※6「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます)外において携行している被保険者所有の身の回り品(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。 ただし、「重要事項のご説明」13ページの「補償対象外となる主な「携行品」を除きます。
- 携行品損害保険金の損害の額は、1個、1組、1対のものについて10万円が限度となります。限度額は補償対象となる携行品によって一部異なりますので 詳細は「重要事項のご説明」11ページをご覧ください。

NEW!!

親の介護への備え

オプション 3 (P1~P4セット)



父親が脳卒中で倒れ、一命はとりとめた ものの、要介護3と認定された

●親介護一時金支払特約

被保険者(親)のご年令が満89才までご加入可能

基本補償部分の被保険者の親(姻族を含みます)の要介護状態が90日を超えて継続した場合、親介護一時金額の全額を一時金としてお支払いします。介護のため一時的に必要となる費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

親の介護はある日突然、始まります



金額面は・・・



●一時的にかかる費用・・・・平均【介護用品・住宅リフォーム・介護用ベッドの購入等】

●月々の費用

···平均 **8.3**万円

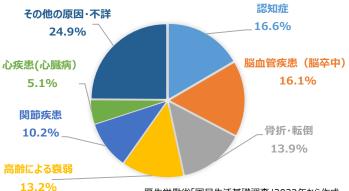
期間は・・・



介護に要した期間・・・平均 5年1か月

生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」/令和3年度から作成

介護が必要になった原因



厚生労働省「国民生活基礎調査」2022年から作成

<保険料>P1セット~P4セットのいずれかのプランを ご選択いただけます。

「要介護2」から補償可能な

【P3】【P4】セットがオススメです!

!עגגג

	P1 セット	P2	P3tyl	P4tyl
	要介護3		要介護 2	
被保険者さま年令	保険金額 100万円	保険金額 300万円	保険金額 100万円	保険金額 300万円
20~39才	10円	20円	10円	30円
40~44才	10円	20円	10円	30円
45~49才	10円	40円	20円	60円
50~54才	30円	90円	40円	130円
55~59才	70円	210円	100円	300円
60~64才	150円	460円	220円	670円
65~69才	340円	1,030円	530円	1,580円
70~74才	760円	2,280円	1,190円	3,570円
75~79才	1,640円	4,930円	2,640円	7,920円
80~84才	4,200円	12,590円	6,820円	20,450円
85~89才	8,940円	26,830円	13,660円	40,990円

○年令は保険始期(2025年1月1日)時点での満年令となります。○親1名あたりの保険料です。

介護のリスクについて動画でチェック! 二次元コードをスマートフォン等で読み込み、アクセスしてください。(通信料がかかります)



支払要件となる要介護状態とは?

要介護状態とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。 詳細は「重要事項のご説明」15ページをご覧ください。 ①公的介護保険制度に基づく要介護 3 (P1,P2セット) または 要介護 2 (P3,P4セット) 以上の要介護認定の効力が生じた場 合。※公的介護保険制度における要介護認定の詳細は、厚生労 働省のホームページをご確認ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi kaigo/kaigo koureisha/gaiyo/index.html

もしくは

(https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/kentou/15kourei/sankou3.html)

②上記以外で引受保険会社約款所定の状態に該当した場合

<引受保険会社約款所定の状態の例>

要介護2

- ●自分では両足での立位保持が出来ない。
- ●歯磨きの一連行為を一人で行うことが出来ない。等



要介護3

- ●壁・手すり、いすの背または杖等につかまっても、 自分では両足の立位保持が出来ない。
- ●自分では食事を全く摂取することが出来ない。等



お申込み手続き方法は1ページ目をご確認ください

ご不明点等がございましたら右記よりお問合わせをお願いします

メールアドレス: jphoken-sonpo@nicho.co.jp

